

1

公益財団法人軽種馬育成調教センター

日高育成総合施設
軽種馬育成調教場運営管理要綱

公益財団法人軽種馬育成調教センター

公益財団法人軽種馬育成調教センター 日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理要綱

(制定 平成21年12月11日)

(改正 平成24年10月22日)

(" 令和6年5月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人軽種馬育成調教センター(以下「センター」という。)が行う日本中央競馬会日高育成総合施設軽種馬育成調教場(以下「育成調教場」という。)の運営管理事業に関し必要な事項を定めることによって、その適正かつ円滑な運営を図り、競走馬の資質の向上と軽種馬の生産の振興に資し、もって競馬の安定的な発展に寄与することを目的とする。

(運営管理事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 共同利用に供する育成調教場の調教管理に関すること。
- (2) 育成調教場における馬場及び馬道等の保全及び保守管理に関すること。
- (3) 育成調教場における電気工作物の維持管理、建物及び付帯設備の総合的な設備保守管理に関すること。

(育成調教場の使用)

第3条 センターは、育成調教場を多数の者に公平に使用させるよう努めるものとする。

(使用者)

第4条 育成調教場を使用しようとする者は、センターの承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、善良な管理者の注意をもって、育成調教場の施設、備品等を使用しなければならない。

(使用料)

第5条 育成調教場の使用料は別表に定めるところによる。

(実施要領)

第6条 センターは、第2条に定める育成調教場の運営管理事業を実施するにあたり、使用者に関する事項、育成調教場において調教することのできる馬に関する事項、その他の必要な事項を実施要領に定めるものとする。

(日本中央競馬会との協議)

第7条 センターは、この要綱を変更し、又は廃止しようとするときは、日本中央競馬会と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行する。

別 表

育 成 調 教 場 使 用 料		
1 馬場使用料	1頭当たり1日について	1,000円 (グラス馬場A直線走路を使用する場合には、1,200円)
2 馬房使用料	1馬房当たり1日について	1,800円
3 宿泊施設使用料	1居室当たり1泊について	1,300円

- (備考) 1 上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。
2 上記宿泊施設を使用する場合、電気料、ガス料、水道料の実費を別に徴収する。